

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整)(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業, アンケート, 外資系企業, 輸入割当 (IQ) 問題 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433</a>

各省會議

極 秘  
無 期 限  
部 の 内 号

条約課長 了

アメリカ局長

参事官

法規課長

北米第一課長

北米第二課長

在沖繩外資企業問題に関する各省会議

46. 1. 8

米北一

7日午後、対策庁主催の「標記」各省会議が  
対策庁長官室において、概要つぎのとおり行な

われた。

出席者： 沖縄・北方対策庁、大蔵省、通産省  
運輸省、農林省。

外務省（4葉北米一課長、柳井兼典、  
森本北一参事官）

1. 対策庁が、3月に決定する予定の沖縄復  
帰対策要綱の二次分中に、外資の取扱方

GA-5

93 外務省

柳井兼典と協談済

針に合う一項をいれたいとの提議があり、  
復帰後の沖縄における外資の取扱いは、

本土における取扱いと同等とするという趣旨の  
案が席上配付された。

2. ついで千葉課長より、<sup>日米</sup>共同声明及び愛知  
マヤ一書簡以来の経済と整理の上、つぎの

諸点を強調した。

(1) 外資の取扱問題の返還交渉全体

のコンテキストにおける<sup>(側面にて)</sup>~~重要性~~米  
議会筋の反応に十分留意が必要がある。  
<sup>(正面にて)</sup>

即ち、外資の問題は、いわば在沖縄米国人  
保護の問題と見、沖縄に関する知識を有し

ない米國議員にも判り易い問題であるとして、  
駆け込みの大企業は別として、日米共同声

GA-6

外務省

明前から沖縄で活動している中小企業の問題をえ片付かなく、ということになると米議会では

大変なことになるかねない。殊に返還協定が米側でも議会に提出されるのが必要である

以上、この問題は重要である。

(2) 本件処理のタイミングについては、協定署名の

タイミングに合わせる必要がある。米側の議会対策上は、4月中に署名して、5月に議会提出を

することが必要である。勿論、これは専ら米議会対策から見たスケジュールであるので、実際には

若干遅れることはあり得ようが、いずれにしても当初考えていたよりは急ピッチで進める必要

がある。

(3) 外資問題の処理形式については、目下、

返還協定中には規定のない別途処理の方針で、米側と話を進めている。

協定に規定することになると、我国全体として縛られることになる、あとで動きがとれなくなる

おそれもあり、また、米側の要求も漸次大きくなるおそれもある。いまのところ、米側も返還

協定に規定することは固執しているが、これは前述のようなタイミングでうまく処理<sub>別途</sub>

することが前提である。従って、何らかの形で外資の取扱いつき米側にassurance

を与えねば必要がある。このような前提がくずれると、米側にも返還協定に規定す

ることを固執することは必要である。

(4) 以上の諸氏は、外資法の観点からの

外資系企業の取扱に限らず、課税、送金、外国人の在留資格、自由職業者の資格免許等の問題についても共通している。

(5) 当面の問題として、スナイパー公使が2月4日から沖縄返航交渉に關する打合せのため、1週間程本国に帰るので、その際までに回答が得られるのは、こちらの方がよい。

3. (1) 前記復帰対策要綱案については、当方及び対策所以外の各省より、

(1) 対策案の内容では解決にならない、米側に対して逆効果であり、

(2) 個々の企業の具体的な取扱いを決定するよう実質問題が先決であるほか、

(3) 本件は外交上の問題であるので、復帰

対策要綱で処理するのは必ずしも適当でないとの意見が出され、対策案は文持を得るからで、合庁はこれを撤回した。

(2) 前記千葉課長の発言については、各省に異存なく、結論として、当面の取進め方はつきのとおりとするに決めた。

(1) スナイパー帰国までに各省においておそれなりのメドをつけるよう検討する。(そのときは、外資の具体的な取扱へのつき結論を出すには到底無理としても、例えば、この種の業種の中小企業については先ず問題は与へる、というようなことを言っ得るようになる。)

(4) 各省の検討の結果をとりまとめるために

18日に始まる週の前半は早い時期に  
再度各省会議を行なう。

(1) 自由職業、在留資格等の問題につ  
ては、関係省の範囲も違うので、別途

各省会議を対策庁においてアレンジする。

4. 就、各省おろつきの発言がある。

(1) 淵淵参事官： 現地の米企業は、日本側

より具体的な回答がないので、極度に不安を  
持っており、今直ぐにも認可の具体的な

基準を示してくいと言っている。若、復帰後  
日本全国への活動に問題があるならば、沖

縄に活動を限定する事も得なことの  
感じを持っている向きもある。

(2) 農林省： 通産省は、中小企業に問題が

なと言っているが、農林関係については、  
例えば酪農の如く、中小企業にも問題が

あるので、なお検討したい。

(3) 運輸省： 航空協定の問題は別と

して、国際的な海運業等運輸省関  
係の業種については、余り問題がない。

但し、カボタージュは認める訳にはいか  
ない。

極秘  
無期限  
部の内  
号

アメリカ局長

参事官  
北米第一課長

条約課長  
法規課長

北米第二課長

在沖縄外資企業に因り各省会議(第2回)

46. 1. 25.  
米北一

25日午後、南方同胞援護会会議にて行われ  
る。第2回各省会議の概要つぎのとおり。

出席者：沖縄、北方対策庁、大蔵省、通産省、運輸  
省、農林省、外務省(千葉北米一課

長、柳井兼典、森本米北一事務官)

1. 対策庁より、第1回会議において、スナイン在米公  
使の帰国前に各省の本案に因り意見おはしは検討結

果をとりわけるべきと述べた。今回は、別紙

アメリカ局長

参事官  
北米第一課長

条約課長

在沖縄外資企業に因り各省会議

46. 1. 22  
米北一

22日、対策庁調整部(丸田参事官補)より、  
外資に因り第2回各省会議を下記に

より行われし、各省の出席必要清越し。  
第1回出席の各省は第1回(1月7日)同様、外務

大蔵、通産、運輸、農林の各省が対策庁の理由  
を記

日・時：1月25日(月) 3:00 P.M. から

場所：南方同胞援護会会議室

通産省の農林両省案につき、両省から説明を  
受り、これに対する各省の意見等につき討議をいた

す旨述べた。各省討議の概要以下のとおり。

(1) 通産省：沖縄外資の取扱案については

別紙要旨のとおりであるが、(1) 日米共同声明  
以前のもので、本土の外資認可基準に合致

の点については、できる限り好意的に認可したい。

(2) 復帰対策要綱に(1)の趣旨を書くこととし

ば米側を刺戟せぬよう外交的配慮を要  
するであろう。

(2) 農林省：(1)共同声明以前の企業について  
その事業活動の実態につき把握の上、適正

な処理をおこなっていく必要がある。

(3) 農林省としては、別紙(2)のかに書き加

いは言っていない。外資企業からのクエスチオ  
ナリに対する回答としては、検討のための内容

としては不十分なので、さらに追加調査をおこ  
さない。

(3) 大蔵省：証券業、公認会計士、酒類  
販売業等については、各業法上の免許を

取得する必要があると考へる。

尚、外資不認可の場合は、~~企業側~~  
~~会~~ (会) (と88) (101)

~~引続き株式を保持し続けること~~  
~~本~~ (私企業又は個人か)

受給者(か、又は)がいない場合は、政府が代り、これを  
補償の問題が生ずる。たゞし、不認可の場合  
という事

合致する株式所持が外資法上直ちに違法となる

ものではないので、外資100%で認可できる  
く、単に元金の送金が保障されるというこ  
とではない。





17) 外務省(千葉課長: 対策側の、共同声明  
発表の以前、以後の企業活動 ~~と~~ 取扱

いを区別すること、米側は了解しているが、この  
質問に対し。) 共同声明以前から活動に

さしている企業については、日本側としては衡平な  
取扱いをするの意向を米側には伝えてあるが

米側は納得せず、復帰の時点で活動に  
いる企業に対して認めようと言っている。

従って、双方の見解は全く違っているが、~~実業上~~  
いの中での見込みと見られる大企業は直接関

係省と協議が続いているので、日米間の実際  
上の摩擦はない。別紙、通産・農林  
問題について大した意味

両省案のうち、①は、先方に非公的<sup>(1220)</sup>に伝えて  
ある。②については、米側はできずたり弾力

的に扱って款に希望している。か、書きの  
例外企業について言うと、先方はこれを問題に

するだろう。③については、全く話していない。  
中途半端な手続を打ち出すことは良いこと  
外資法上の認可が与えられるまでの間、内外資本企業に地位加算に  
浮かせる必要を経過措置を講ずる  
と思われ、先方にも、これを認めようとする

④は、(1)、外国人の在留資格の問題と、(2)、  
弁護士、会計士、医師、半自由職業者の資格  
免許の問題があるところ、先方に対しては、かか  
る問題は、別途関係省と協議している段  
階である旨伝えている。

18) 運輸省: 運輸省関係については、~~業法上の免許~~  
~~の問題~~、貨物自動車運搬業、レジャー  
業、自動車セービング業等と合計しても20以内  
問題は殆どない。(航空業関係は、航空



扱いは対する不安を取り除き、適宜説明の上、今後の本件処理のタイミングにつき

つぎの通り説明した。

(1) スナイター公使は帰国後米国内閣席

面及び議員関係者等に本件・日本政府の取扱いはつき根拠を説明する予定あり、これは

は是非は必要であるので、「ス」公使の帰国後米内閣席の検討結果ありは一定の方向性を

出し、公使に伝える必要がある。

(2) 2月後半の同公使の帰任後3月

2がヤマ場であり、4月～5月にかけて協定調印の運びとなる。

(3) それぞれ本件外貿取扱問題につき、米側に対し何らかの assurance を文書で出さね

は納まりたいと思う。本件は協定にのせると日本政府には後をまわすに備えたいこと

となり得策は思われぬので、協定の前に文書のやり取りを出しておく必要がある。

(4) <sup>北</sup>この assurance の基盤となるのは、アソト回答に対する各者の検討結果であること

というところが協定署名前に本件関係の暫定措置法案についての概要を先方に知らせおく必要

があると思う。

(5) ついては返還協定11国に今後の見通しは

米内閣の審議は、6～7月、8月は夏季休暇、9月に議会再開後審議継続。

日本では、7月あたりは9月の国会の審議されることになると予想される。なお、返還の

(米に合意する)

日については、米側は7月1日、日本側は4月1日との希望が強いように思われる。

(b) 何れにしても、「ス」公使出張前、何れかの方向を出す必要あり、その際、米側への言い方については、さらに各者協議をおこなう必要がある。

(なお、上記に関連し、柳井事務官より、(a) 共同声明以前から活動中の企業については、これを

認可する旨、積極的発言が、(b) 少なくとも支店活動については問題ない旨、是前発言が

どうかと発言に対し、通産省より、支店活動は、~~ス~~スクリーンにするのは言明

~~外資法上認可が必要が、届出のみであることは事実であるが、~~

~~おあり、知財、復帰の際、必要に応じて条件を設ける必要があることについては、~~

現段階で支店についてはスクリーンの方法がないこと、印象を与えるに種々弊害が起ることも考えらるるので、支店については十分な慎重を期したい

~~外資企業の本拠地をスクリーンするのを原則とし、支店活動については、個々の企業~~

~~によりスクリーンする旨を述べた。~~

3. 今後の本件に関し各者の検討スケジュールにつき、つぎの通り発言する。

(1) 大蔵省: 本件、暫定措置法案を7月<sup>頃</sup>国会に提出することとし、その案文につき、3月中

には作業をはじめた必要がある。今後のスケジュール如何?

(2) 対策庁: 暫定措置法案を7月の国会に提出することは時間的に余裕を念理し、

対策庁として、3~4月に案文を作り、7~8月にかけて、それを各者に検討させ、9月の国会に

提出する予定である。

本日は通産省及び農林省両省の案について討議したところ、今週末には

来週始めに再び本会議を開き、その際には外資法上のみならず、各種業法上関連

するケースについて各省の検討結果等について討議することになる。

大蔵省：今後の検討作業のスケジュール、例えば米側に対し、アンケート回答はスピードアップ

の最終的ダメ押しをした後、必要に応じて今後の再調査を行なった場合、その調

査結果の<sup>各省</sup>検討の日程を決めたい。大蔵省としてはこの作業を3月末までに

終わらせたいと希望する。

外務省(柳井事務官)：次回までに各省において

外資法上の問題と同時に、営業免許、資格等の取得を要する各種業種別に

問題のあるもの及びないものにつき、明らかにしたい。検討資料が不足する場合は、

具体的に如何なる資料が不足かと各省から出し、対策庁において、これを今週末までに

とりまとめたい。

# 別紙

在沖繩外資の復帰後の取扱、(通産、農林所直案の要旨)

46.1.25 対策

① 復帰時:改めて在沖繩外資すべてに対し本土外資法による認可を与せざるとする。

(注.個人営業者は、本土外資法上の認可を要しない。)

② 再認可にあつては、基本的には本土の認可基準に準じ処理する。

(注.極めて少数の例外を除いて復帰後も事業を継続すべき見通してある。)

③ 再認可申請後認可を受けるまでの間は、琉球政府ライセンスによる事業を継続できるが配慮する。

④ 第三国の労働者の雇用にについては、方針決定の必要がある。



秘  
無期限

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

条約課長

在冲縄外資企業問題閣内各省会議  
46. 1. 29  
米北一

29日付、対策庁調整部付、標記、各省會議を下記に於て行なう旨、連絡越した。

出席予定各省庁等は、外務、大蔵、通産、運輸、厚生、農林、建設、郵政、法務、労働、科学の各省。

技術庁、対策庁、及び公正取引委員会の出、記

日・時： 2月1日(月) 2:00PM. から  
場所： 総理府中1会議室 (2階右側ハコ)  
議題： 各業法上の免許資格問題を含む、全般的討議

GA-5

外務省

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

条約課長  
法規課長

在冲縄外資企業問題閣内各省会議(第3回)  
46. 2. 1.  
米北一

本件、第3回各省会議は2月1日、総理府中1会議室において概要の通りおこなわれた。

出席者等、  
外務(佐藤、米北、柳井、森本)、大蔵、通産、農林、運輸、建設、労働、郵政、法務、厚生、文部等の各省。

対策庁、科学技術庁及び公正取引委員会。

1. 対策庁(齊藤参事官)より、前、概回会議の討議結果及び外務省からの要請に基づき、別紙の、スライド公使に送付した。

この際、本件閣内閣対策方案に対し、各省の意見

GA-5

外務省



聴取、結論を得た後、並に ~~担当者~~ 担当者佐藤  
 事務官より、井米話合と ~~交渉の進展~~ 交渉の進展  
 法、(協定交渉促進上 取組)

別紙2の「外務省発言案」対策案を提出した中で、  
 ありと問題点等ありは、~~交渉~~ 交渉 ~~の進展~~ の進展、その  
 程度のこと、米側に伝え子案ありにつき、お含みの上、  
 口頭伝言。(「ス」公使には、口頭で伝えるのかと確認  
 と本館に「対米交渉官」の対し、佐藤より、今回の  
 交渉の過程で何かは ~~文書~~ 文書  
 外資に関する結論は、口頭を以て伝える ~~旨~~ 旨  
 又、各者の主な発言要旨のあり、

(1) 運輸者 (1) 航空、海運業者については、カテゴリーを  
 認めざるに、本質的に外国人 ~~に~~ に対する扱いは、  
 米国の資料により、  
 別紙2が原則である。(2) 復帰後、那覇 ↔ 本土間  
 航空を認めざるかは、別途、航空協定交渉上の  
 の運輸権  
 問題である。

(2) 外務省 (佐藤)：対策案②は、この案では、昨年  
 11月頃からの進歩が、何ら見られな ~~い~~ ない、2月頃

検討  
の  
あり  
ない  
と  
せ  
ら  
れ  
る  
か  
ら  
い  
な  
い  
か  
ら  
い  
な  
い

在りは、<sup>44年</sup>11月21日以前からのものについては、復帰後  
 も好意的に配慮する、この方向が出るわけ、  
 (在米滞留材料には存する)  
 交渉 ~~の進展~~ の進展、特にお禮社の実態を  
 みて、現在より前向きな言っ方がある ~~こと~~ こと  
 と ~~あり~~ あり

(3) 通産省 (1) の外資法上の認識については、臨時防  
 衛法等によるか否かは関係なく、問題あり、  
 (2) は、  
 (2) 小異は、大と生が意味、大多数の中小企業については  
 問題ありとの前向きな表現を、と ~~も~~ とも ~~よ~~ よ ~~く~~ 考え、

日米共同声明以前からの企業については、~~認めざるもの~~  
 は ~~あり~~ あり、石油、電子機器等企業は別 ~~問題~~ 問題  
 と ~~して~~ して

米人商工会議所の政治的動向を封鎖する ~~こと~~  
 も、前向きな取扱い方針を打出す ~~必要~~ 必要 ~~あり~~ あり、  
 ことが望ましい

(4) 農林省 (1) 企業に対する ~~ケース~~ ケース ~~毎~~ 毎 ~~の~~ の性格は、全般的  
 な実態把握がその目的である ~~こと~~ こと ~~を~~ を ~~考~~ 考 ~~え~~ え ~~し~~ したが、回答中

には企業内容につき不備あり、その場合は  
 内容を完備する旨、米側に要請をいたす。  
 (佐藤より、レスポンスに回答は故に、即、許可  
 すると言っており、個別的問題ある企業は指  
 摘し、必要に応じて追加調査を米側に依頼して  
 あり、米側も承知している旨、発言。)  
 (2) 農業者については、対策案②の通り完全に言いつ  
 けの問題の企業があり、これは従前の事業の継  
 続として認められる。  
 (5) 労働者：沖縄には、外資による取組事業紹介事業  
 <琉球の法令に利用可能な人材は復帰後もその研  
 究は非琉球人を対象とする。復帰後の  
 外資による取組事業活動は、法務省所管の在留資  
 格の問題となる。これは配属に関する問題であり、  
 (対策案より、在留資格問題は別途討議する旨、発言)

4. 沖縄における外国人に対する

(6) 建設者：不動産業<sup>に限り</sup>と本土の活動に許さ  
 ず、沖縄内での活動に限定する企業<sup>(3)の  
 対象事業</sup>に限り、  
 再認可の琉球ライセンス<sup>製造的</sup>に  
 業活動に<sup>認められる</sup>企業に限り、  
 (7) 大蔵省：沖縄の活動に<sup>3</sup>企業を  
 外資法<sup>業法</sup>により一方のみ不認可にするこ  
 とは不適当であり、実際の行政指導も併せ  
 て行なっていくべきである。  
 (8) 郵政省：無線、放送関係企業については、電波法  
 上の外国性排除規定が、外資法上は認め  
 られる。これを認めておけるが、電通公社に  
 よる公衆通信制度(企業内連絡用の無線電話など)  
 は認めざる余地が残されている。

3(1) 対策方針、令行案の①及③はこのまゝで問題なし、②については外務省及通産省の

修正案に基づき、最終的につぎのとおり採択される  
---- (本文は同) なお、昭和44年11月21日

以来から合法的に事業を行なっている企業については復帰後も従前の事業が継続し得るよう

である限り好意的に配慮する。

(2) 対策方針又、各企業と関係する業法

上の問題等については別途これを進行させたい。

4. (1) 外務省(佐藤)より、対策案添付外務省と心に記載のとおり、各省関係の各企業に対する個別の

検討は2月末までに終了するよう協力をお願いする。

(2) 対策方針(四辺部長)より、各業法上の検討は

ついで2月中旬に結審するのは、検討の概略的な  
方針を伝えるのならば、現在の各省の~~検討~~  
~~検討~~

へスからみて、むづかしいのはないかの発言あり。

佐藤より、業法上の検討についても大体的方向を

示す。各省の検討が進む場合には既得権の保護について  
得るべき報告と述べたものも説明した。

十分認識の上でお願いしたい。

5. 最後に、通産省より、本日の検討結果を  
スライド公使に伝える際は、口頭による  
取次ぎ

ことは不確実だが、これを最終的に文書にて  
先方に伝えることには、事前にもその内

容につき、各省と協議する旨、希望し、  
よろしく、~~各省との協議は行なう~~

右要望は上司に行き届く旨、おぼしめす  
旨にて。

協定上に規定せよとの要求があることにも注意する

秘

在沖繩外資企業の復帰後の取扱いについて(案)

昭和41.1.30

(対策庁)

1. ① 復帰時、あらかじめ在沖繩外資企業のすべてに対し、  
本土外資法による認可をうけさせるものとする。

② 前項の認可にあたっては、基本的に本土の認可  
基準をとり処理する。なお、昭和41年11月21日以前から

合法的に事業を行っていた企業については、その  
実態をふまえてこれが取扱いに考慮する。

③ 再認可申請後認可をうけるまでの間は、琉球  
政府ラテン系による事業を継続できるものとする。

2. 上記本土外資法に基づき取扱いのほか、外資企業  
に関する他の法律、制度上の問題については、別途

検討を要することとなるが、一般的には沖繩の内国民  
ととくに差別した取扱いを要するとはない。

秘

裁  
無期限

別添1

在沖縄外資企業の復帰後の取扱について(案)

11.1.30  
(初案)

① 復帰後における在沖縄外資企業のあり方、沖  
本ニ外資法に特認を付すこととする。

② 前後の認可をたつては、基本法に基き、統一  
基準により処理する。昭和44年1月21日以前から

合法的に事業を行つた企業については、この  
基準によりその取扱いは、この

③ 再認可申請に認められたものは、この  
基準によりその取扱いは、この

又、上記本ニ外資法に基き、取扱いは、外資企業  
に関する他の法律、制度上の問題については、別途

検討を要することとなるが、一般的に在沖縄の内国法  
ととくに差別した取扱いは、考慮しない。

在沖縄外資企業の取扱いは、関係打合せ会に  
おいての連絡 (1月30日)

沖縄と重協会の締結、同じ、在沖縄外資企業  
の取扱いは、米国の関心が非常に高く、2月2日打合せの

ため米本国、駐米スナイダー公使に、事件に関する日本  
側の考えをこのさい説明しておくことが、今後の協

定おいて、事件の取扱いは、適切であるとして、  
外務省の現状にふさわしい意見のとりまとめ

が重要であるので、下記に御会議を開催いた  
し、まずから別紙案につき、ご検討のうえ、ご出席の

うに貴省のご意見を御聞かせいただきたく、よろしく  
お願いいたします。

記

在沖縄外資企業に関する打合せ会

日時：2月1日(月) 午後2時～5時

場所：総務府第1会議室

(担当、調整部 吉川文田)  
521-1027

各省一米大会議

26 25  
169

4.1.

出席者 記名 出席

I. 浮揚者

1. 神尾田研究室 乙部

2. 海運院経済課 誰迎人

II. 建設者 新井 建設振興課 19001

III 大森者 松野 海陸二課長

IV 労働者 土田 2課長

V. 学生者 工藤 企業課 19001

VI 農林者

~~安~~  
阿彦

42 91 1 189

140 142 150



在冲外资企业取扱

橋本参事官の各省側との話し合

1. 建設省

4月10日(土) 12:15 高橋計画局長

2. 農林省

4月12日(月) 2:30<sup>P.M.</sup> 増田畜産局長

3:00 小暮経済局長

3. 厚生省

4月13日(火) 4:15<sup>P.M.</sup> 松下医務局長

4. 運輸省

4月14日(水) 10:30<sup>a.m.</sup> 見坊官房審議官

在冲外资企业取扱の概要

橋本参事官の各省側との話し合 (案)

1. 建設省 (済み)

4月10日(土) 12:15 高橋計画局長

2. 農林省

4月12日(月) ~~11:00~~ 久

2:30<sup>P.M.</sup> ~ 11:30 増田畜産局長 <sup>4/21/22</sup>

3:00<sup>P.M.</sup> ~ 12:05 小暮経済局長 <sup>10/4 2/25</sup>

3. 厚生省

4月12日(月)

~~2:00 ~ 2:30~~ <sup>P.M.</sup> 松尾医務局長

4:15<sup>P.M.</sup> ~~3:45~~ 松下次長

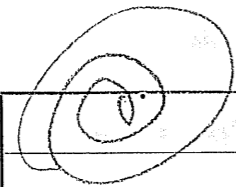
4. 運輸省

4月14日(水)

10:30 午会中(班中) <sup>見坊</sup> 官房審議官

<sup>高橋</sup> 官房参事官

三軒



Top priority for Apr. 10.

橋本参事

10 (土) 12:15 農林省 *how to approach*

大臣官房長

12 (月) 午前中 建設省

12:15 官房長 *要 check.*

高橋、経済局長

↓

築屋 参事官

12 (月)

林課長

3階 官房長

12 (月)  
3:00

外務省  
農林省  
建設省

在沖外資証券取扱問題

橋本参事官の各省側面話合

1. 建設省 (済み)

4月10日(土) 12:15 高橋計画局長

2. 農林省. 代 502-8111

4月12日(月) ~~11:00~~

2:30 ~ 11:00 ~ 11:30 増田畜産局長 2122

3:00 ~ 11:35 ~ 12:05 小暮経済局長 2125

3階  
4階  
4階  
4階

3. 厚生省 - 外務省, 医務資料

4月12日(月)

2:00 ~ 2:30 松尾医務局長

3:00 松下 次長

3:00  
外務省  
厚生省

4. 運輸省

4月13日(火)

午前中 (12:00後) 見坊官房参事官

3:00 高橋官房参事官



900(金) 12:30~2:00 対策  
3:00~4:00 幹部会

在沖外資企業取扱問題

橋本参事官の各省側面対話日程(案)

1. 4月9日(金)

午前中

10:00~10:30 農林 林 建設省

10:40~11:10 "

11:20~11:50 厚生省

午後

4:30~5:00 労働省

2. 4月10日(土)

11:00 ~ 運輸省にて航空交渉に  
会談相席本件書便連に  
合に...

合に...

合に...

3. 相手方

農林省: 太田官房長 林 大河原官房参事官

建設省: 大津留官房長 林 高橋計画局長

厚生省: 松尾局長 林 松下次長

労働省: 住 職業安定局長

運輸省 内 580-3111

・高橋官房参事官 内 2102

林 林

・見坊官房参事官 内 2101

官務官事務官 (内 2102)

見新官務官 (内 2101)

運輸省 (代) 580-3111

329 松原

1. 自動車局 総務課長

梶原 清 ex 2911

2. 海運局 総務課長

松井和治 ex 2311

3. 大臣官房 観光部 計画課長

角田 ex 3411

4. 港湾局 管理課長

満所清吾 ex 2611

5. 航空局 総務課長 ex 32

范光遠 ex 3211

労働省 (代) 211~7451

329 松原

1. 労政局 労政課長

清水弘也 ex 352

2. 職業安定局 雇用政策課長

GA-6 吉本 実 ex 413

外務省

労働省 (代) 211~7451

1. 官房 総務課長 細野 正 ex 305

2. 職業安定局長 住栄作 ex 207

3. 職業安定局 雇用政策課長 吉本 実 ex 413

4. 労政局 労政課長

(外資審議会 関係) 清水弘也 ex 352

運輸省 (代) 580-3111

厚生省 (代) 503-1711

松尾匡勢局長 内 2271

松下 次長 内 2272

GA-6

外務省

此項以

在沖外資企業取扱の問題

建設省 農林省の担当責任者  
(課長以上) 連絡先

I 建設省 (代) 580-4311

1. 官房文書課長 (沖繩対策室長)  
河野正三 内 233
2. 官房長 大津留温 内 209. 直 580-0055
3. 計画局建設振興課長  
林光史 内 328. 直 580-2836
4. 計画局参事官  
粟若敏信 内 302. 直 580-2997
5. 計画局長  
高橋弘篤 内 301 直 580-2832

II 農林省 (代) 502-8111

1. 官房調査官 (沖繩対策連絡表) 滝 敏 内 4561
2. 官房参事官 大河原太一郎 内 2145 直 591-9602
3. 官房長 太田康二 内 2115. 直 591-2053

在沖外資企業取扱の問題

建設省 農林省の担当責任者  
(課長以上) 連絡先

I 建設省 (代) 580-4311

1. 官房文書課長 (沖繩対策室長)  
河野正三 内 233
2. 官房長 大津留温 内 209. 直 580-0055
3. 計画局建設振興課長  
林光史 内 328. 直 580-2836
4. 計画局参事官  
粟若敏信 内 302. 直 580-2997
5. 計画局長  
高橋弘篤 内 301 直 580-2832

II 農林省 (代) 502-8111

1. 官房調査官 (沖繩対策連絡表) 滝 敏 内 4561 直 591-2874
2. 官房参事官 大河原太一郎 内 2145 直 591-9602
3. 官房長 太田康二 内 2115. 直 591-2053

在神外資企業取扱一覽表  
 記者一在東京大使館會議

46.3.31  
 未北一

1. 日: 4月1日(木)

2. 場所: 外務省 655号會議室

時間	各省	日金 集数
2:00 <sup>p.m.</sup> -	運輸省 / 45分	19
2:45 -	建設省 / 45分	16
<del>3:00</del> 3:00 <sup>4:00</sup> -	大蔵省 / 45分	12
<del>4:15</del> 4:15 <sup>5:00</sup> -	農林省 / 30分	7
4:45 <sup>5:15</sup> -	労働省 / 20分	3
5:05 <sup>5:25</sup> -	厚生省 / 20分	3

開除通

○ 通産省担当官 2:00 開始  
 最後迄引続き出席終了

714-314-4:30  
MITI  
神田 714 500  
産見多L

○ 外資企業の投資 → 2ヶ月後

800-1000 20:10-7:10

○ 8年連続 - 20%

在神外資企業の取扱一問題  
各省担当官

通産省: 企業局外資課 北川・細田事務官

501-1511 内 591. 501-1676 (他)

大蔵省: 官房 野村事務官・581-4111 内 2614

運輸省: 沖縄開発局 乙部 川本事務官 580-3111  
内 2216  
580-4291

建設省: 沖縄建設振興課 阿部事務官 580-4311  
内 331

農林省: 沖縄経済連絡室 安達事務官 502-8111 内 4561  
(他) 591-2874

労働省: 職業安定局 業務指導課 土田事務官

内 211-7451 (他) 211-7462

厚生省: 官房総務課 村岡事務官 503-1711 591-9574  
(他) 2130 (他)

経済企画委員会 補佐 591-7574

2282 (2) 中 企業課 工務課 2322

591-9580



在沖外資企業の取扱一問題  
各省担当官

通商省: 企画局外資課 北川 田田 事務官  
501-1511 内 591. 501-1676 (6)

大蔵省: 官信 甲種事務官 581-4111 2614

運輸省: 沖港開港官 沖 川本 事務官 580-3111 2216

建設省: 建設局建設課 沖 川本 事務官 580-4311 331

農林省: 沖港開港官 沖 川本 事務官 502-8111 4561 (6) 591-2874

労働省: 労働局労働課 沖 川本 事務官  
211-7451 (6) 211-7460

厚生省: 労働局労働課 沖 川本 事務官 503-1711 591-9574 (6)

新谷 医事課長  
591-2281

企業課 工務課長  
591-9580

在沖外資企業の取扱

外務大臣の関係省大臣との話し合ひ日程(案)

(及び 政府委員及び局長(参事官) 46. 4. 17. 1904)

月日(曜)	午前	午後
4月19日(月)		次官 稲垣 → 農林省
	次官 稲垣 → 厚生省	
20日(火)	大臣 → 農林大臣	大臣 → 厚生大臣
	次官 稲垣 → 郵政省	次官 稲垣 → 法務省
21日(水)	大臣 → 郵政大臣	大臣 → 法務大臣
	次官 稲垣 → 建設省	
22日(木)	大臣 → 建設大臣	次官 稲垣 → 運輸省
	次官 稲垣 → 労働省	
23日(金)	大臣 → 運輸大臣	
24日(土)		



在沖外資企業取扱の件  
台省別問題

2006.4.9  
第 4 号

1. 建設者

(1) 不動産業は、今年3月9日の第4次自由  
化の非自由化業種として、<sup>（注）</sup>

復帰後、(1) 100%外資の不動産業問題  
は、(2) 本土進出の件、(3) 現

在の企業規模の拡大が認め  
られ、~~計画~~ 計画あり（土地政策上）

(2) 復帰後の土地取得、建設計画が  
復帰後に認められるものの、復帰

後は事業活動の拡大は一切認め

(3) 建設業については、外資法上の向  
~~関~~ 建設業法、建築士法  
ではなく

業の業法上の取扱については、現在 GRI  
により認められる建築事務的士を含む

（注）  
この建設業（建築士を含む法定技術的  
士を含む要件）は、復帰後も認め

られる見込みであり、外国人経験者  
に対し、建築士の資格も認められる

今後検討する。

(4) 建設者については、復帰後、関係企業の  
活動を中止させること、この既得権益

を規制することの意図は、復帰  
後一旦認められ、この日本全土に

適用されることを前提として、<sup>（注）</sup>  
これが沖縄地域内、かつ、基地内の

米軍との契約がある大半が認められる

等は限定される。建設業は殆ど  
問題なく、その不動産業は26

現在の企業規模は拡大計画で、24で  
認められる。但し、復帰前には

不動産業の拡大計画実施は原則  
GRIIの申請により、日政の助成

復明施設に基き、24に相当する  
GRIIに依る方針である。

## 2. 運輸者

(1) 旅行業は、業に24、復帰後一  
定期間内には本土法に準じ登録

受ける必要あり(登録基準は50%未満)

(2) 港湾運送事業は、諸事柄は業  
海事検査業の海事監理業は

この外通法上50%業にあり、  
復帰後一定期間内には24

と見做す必要がある。且、官署  
港湾運送事業法上の免許の承継

を要する。

(3) 海運業

(1) 国際コンテナ貨物輸送



(3) (イ) 航空運送業、(ロ) 内航船舶運送業の免状は、~~外資法~~

外資法に準じている。  
また、この業種については、文憑取得の

ため、沖繩法人が外国法人が別、  
資本金と外資比率及び役員構成比

等について追加規定を要する。

(4) 道路運送及道路運送車両の免状業  
業法上の問題については、現行法。

道路運送法上の免許と取得の  
業種は、経済法一定期間内

に本土、道路運送法上の免許を  
必要とし、道路運送車両法

条に準じて同様。経済法一定期間内

(4) 本土法の認証と受けることが必要

(5) 倉庫業

経済法一定期間内に倉庫業の免

状を受けるが、外資比率は50%以下に  
必要あり。

(6) 自動車整備業

準同様。本土道路運送車両法上の

認証が必要。

3. 農林省

(1) 酪農政策上、バター、チーズ、乳粉、乳  
牛の乳生産の増進に力を入れている

50-50の資本自由化を行っている、  
主要製品がアメリカ、市場に  
外資)

酪農活動は、実質的に100%外資  
企業であり、許可されていない。

(22. International Fairies Ltd)

(12) 米の輸出、流通等については  
従来後、銀行管理制が導入

中、この規制を設けること  
により、この具(4)の内務に  
2)は検討中、あり。

(Pacific International Rice Mills)

(3) 外資法上、酪農に力を入れている  
はあり、国内の米生産に力を入れている

中業と行(5)も力を入れている、  
この中業は、

(20 Meadow Gold Curries)

(14) 酪農の企業が、この中業に  
力を入れている、国内の酪農に  
力を入れている。

この中業は、この中業に

予 労働者

1) 職業紹介業

国の独占的権利に認められ、例

外的に労働力大需の許可を得る場合の  
を許すに因りて、復帰後、本工

業、業法定法上の許可申請が必  
要にあり。

2) 上記許可が認められれば、  
発現の上、外国人と入居を好む紹介

業、特に演芸家の場合は、其行状と  
居留契約の旨の者の入居は認められ

る。

3) 芸能人等の労働者業に在り、自ら  
其業を行ふに認められ得る。

外資審議会幹部会

46. 4. 12 (月)

7:00-2:00

3:00 PM.

農、産、建、大、外、通、

大外、外資審議会：① 司法式 - 大衆省主催、

② 有難会 ③ 中心の理の半支海 - 5月の進行

。沖縄にも 9月10日、法制局審議

外資法 - 特別法審議法制化時期。

司法式 free discussion, 5-10/10/10

大 - 外 企の法制化とあり。

有難会 → 外資分科会、中心の理の半支海。

。有難会(対)：10月10日、法制局審議

沖縄委員会(臨時) → 7月10日、法制局

審議 → 暫定、特別措置、推進措置等

。在沖 300 の外資企業、取扱 -

。外資法、特別措置等、一各者、必要措置

。了と対策関係等、各本部 → 外資分科会

。現地情報、各者審議等。

。working 各者 各者 各者 各者 各者 各者

。各者 → 大衆省中心に引継ぎ法制化

午: 協定全般: 外資の地位  
 ・ 協定交渉: 通商委員の今回の第2回通商  
 本部の予備交渉. 仲介案文の交渉  
 対象の範囲  
 ・ 協定. 小企業. 予備. 一歩進んだ交渉  
 商案 → 小企業 + d. → 予備の  
 交渉の進展  
 ・ 予備 (44.11.21. 31日頃) → 引用する  
 安否報告と事案等. 一共同声明の根拠  
 ・ 次第 - 第1の権利放棄. 一D9. 交渉  
 (19年3月の如く).  
 ・ 次 19年同予備案の交渉. 通商委員  
 適用. —  
 ・ 次 区域裁判権の追加の交渉.  
 (19年3月. 小企業の場合)  
 ・ 次. 占領中の作爲. 不作爲  
 ・ 次 - 請求権. 一平和19年予備案  
 中の交渉? 定案検討中.  
 ・ 沖繩復帰の法整備の可否.  
 ・ 次 施設区域の提供. 一150/160  
 如何に交渉するか? 協定と別議の交渉

午: 交渉の引継ぎ - 一 交渉の進捗?  
 ・ 通商委員の交渉. 出ている.  
 ・ VOA. 中絶交渉の認識. 一 予備  
 協定の同意. 一 交渉の進捗.  
 ・ 予備. 44.11.21. 共同声明の如く.  
 中絶交渉の交渉の如く. 交渉の進展  
 ・ 当初 協定交渉の予備 - 現在交渉  
 ・ 予備の交渉の進捗: 予備 - 在外. 在外  
 交渉.  
 ・ Consensus 交渉. 一 共同声明  
 ・ 基礎案件の交渉と予備の交渉.  
 ・ 協定. 未上陸 予備交渉の交渉.  
 予備 - 一部交渉 - 交渉の進捗.  
 ・ 200位の 中絶交渉 - 商工部交渉の  
 交渉の進捗の交渉.  
 ・ 交渉の進捗. 予備の交渉の交渉  
 交渉の交渉 - 予備の frustration. Vietnam  
 ・ 交渉の進捗の交渉の交渉の交渉  
 (基礎案件の交渉の交渉の交渉)  
 ・ 交渉の進捗. 交渉 - 交渉の交渉  
 ・ 交渉の進捗の交渉の交渉. 一 Questionnaire  
 交渉の交渉



MITI 外務課:

6

1. 問題文の通り。Questionnaireの回答  
 7/17の通り。返事と出た対応  
 案をどうするか一先だけ。

4)

農: 7/17-20日1件。他に不明のB  
 (参考: 外務省の海外農林水産課、通商)

11) 通: Bの通知。→全部Aの訂正済  
 7/17の通知の通り。OK  
 通: 通達 除くは OK?

1)

建設: 土地の通知。19年 8-色評。  
 土地の通知不明。7/17通達  
 条件: 通知先は通達OKで済む。  
 大蔵: 通知先不明あり  
 通(建設): 外資法上、土地取得制限は設けず  
 1-2の通り。大蔵省の協議。一先通達期間  
 通: 暫定措置。期間終了後。通知全部  
 認めず。外資法上の線あり。  
 外務: 7/17申請書の通知先不明あり

7

農: 通知不明。解答入手要 7/8/29

外務: 申請書の活動も限定通知の通り?  
 農: 限定通知。乳製品の輸入は。  
 外務: 通知先: 通知先不明。蓄積局

外務: 不明資料の通知。解答済みの  
 原則を誤解してはならない。

通: 農: GR1 License 尊重しては。  
 日: 尊重してはならない。...

外務: 既得権主張の通知:  
 通: 彼の報告あり?  
 農: 基地の調査あり? 大蔵。  
 通: 地位協定の通知。通知先不明あり。  
 通: 通知あり。

MITI: 基地の通知。外資法 license 要。  
 認可条件の通知済否?  
 外務: 条件の通知済否? 通知あり...  
 MITI: GR1 License の通知は OK、通知済あり。  
 農: 新規外資申請の通知。外資法上の許可の通知済否? 通知あり。  
 外務: 今後全体的に規模変更の通知。外資法上の通知あり。



外譯: 申請 和: 必要件 存在 否?  
 中心: 一般論: 形式論 どの位 位之 記  
 但 何れ 1, license の 尊重 確保 必要 否?  
 (抑) 同時 定額 投資 申請 必要 否?  
 形式 的 申請 1: 否 否 否 否 否 否

外譯 2: 形式 的 全部 認め 否 否  
 得 否. 和 認 知 在 否 否 件 出 記 記  
 条件: 申請 のみ. 以外 以 進 出 否 否 否  
 形 申請. 今 月 外 資 持 込 否. 規 模 増 大  
 1. 外 資 法 也 否 否 否 否 否 否  
 2. 条件 下 否 100% 外 資 認 知 否 否

外(高) 外 資 法 上 以 進 出 否 申請 出 記 記  
 否 否. 以 外 受 付 否 否 否 否 否 否  
 7-11. 条件 否 付 否 否 否 否 否

◎ 外 資 の 使 用 限 度 - 30% 認 知 20% 認 知 10% 認 知  
 表: 最 低 以 記 記 記. 以 上 否 否 否 否 否 否  
 中心: 否 否 否 否 否 投資 否 否  
 国 際: 概 約. 如 果 持 込 何 何 - 否 問題  
 神 譯: 業 法 出 否 否 否. 4 月 中 中

◎ 業 法 上 回 答 概 述 - 4 月 中  
 ○ 新 入 新 限 10 - 最 高 否 否  
 又 且 但 否 否 否 否 100% 認 知  
 是: 生 産 量 現 状 以 記 記 記 記  
 否 否 上 之 条 件 付 付 否 否. (記 記 記)

与 者 出 席.

○ 条件: 本 土 出 産 否 申請. → 既 知 否 否.  
 最 高 否 否 否 記

○ 否 否 否 記 記 記: 外 資 持 込.  
 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記

○ 輸 入. 業 法. 如 果 持 込. 課 税 記.  
 以 外 以 記 記 記 記.



在冲外资企业取扱  
関係各者

大蔵、通産、農林、運輸

厚生、労働、郵政、法務

建設、~~文部~~各者。(10者)

外務省

冲绳・北方対策庁

公正取引委員会

46.4.12. 大蔵省 中野  
大蔵省 課長  
外務省 課長 柳川

出席者

大蔵省 道正 外資課長、岡島 参事官、富沢 外資課補佐

通産省 藤原 外資課長、細田 同課係長

農林省 <sup>アガ</sup>相賀 企業振興課長、関 同課調整官  
野村 冲绳対策室 事務官

建設省 林 建設振興課長

運輸省 笠間 政策課補佐

日本銀行 安藤 外資課長、山本 同課員

冲绳・北方対策庁 斎藤 参事官、丸田 補佐

外務省 千葉 北米課長、佐藤 柳川 参事官

外務省	北手一厚	新井中言
	= 得	千華澤長
		佐藤中言
	糸原	柳井
通産省	外資博長	藤原
	〃 澤長	細田
農林省	企業振興博長	相賀
	〃 酒野言	向
	神谷博長	野村
逓信省	政策博長	笠岡
日銀	外資博長	七條
		〃
建設省	博長	林
大蔵省	外資博長	近正
	<del>博長</del> 博長	岡島
	外資博長	高沢
北方振興	博長	青藤
		水田

No.	No. of List of Firms	Name of Firms.
		在沖外資企業 <del>184</del> 回答側からの 質問事項に対する回答について。
		在沖外資企業に対するクエスチョナリVIIの の企業側質問と提示越え企業94の
		うち、医師、弁護士等自由職業者、及び復帰 後の事業継続の可否その他の単純な質問
		とおのち企業を除き、復帰後適用され る本土法制上の諸問題、政府方針
		等比較的ウエイトの大きい、実質的質問 をのみ対象とし、簡潔に回答すること
		といたく、 <sup>回答率</sup> 以下のとおり。
		なお、米側184中、全回答企業中の約25% (約48企業)が右回答希望による約30% の数は質問越えの企業94の半強に過ぎず、



本表→手 運賃同盟あり  
加入 17-27

← Everett Orient Line 9/4,000<sup>1/2</sup>-388  
5,000-211  
American Mail Line 9,000-1038

米穀物運送 - 高知運送

地産地消のたしむるものは  
（たしむるに24018） ← 乗法 上の2あり  
外資法

通産省(向淵孝幸、西山室長)との  
懇話会 22

46. 4. 16.

1. 各省問題点

(1) 農林省

(イ) アイスクリュー、市乳は非自由化品目である。  
外資系企業は製造販売は許すところ。  
(畜産局) [International Dairies Ltd]  
但し、沖縄にこれを封じ込めれば認めら  
れよ...との考えあり。(経済局長)  
畜産局にてなお検討中。

(ロ) 加工原料乳については、畜産振興事業団  
だけが輸入できることと原則としており、輸入  
量につき過去の実績が標準となるとのメカニズム  
ではなく、市場調整をねらうことになる。(畜産局)

(ハ) 食肉の輸入クォータについては、そのドラスタックを  
こぼす意向の由。(畜産局)

(ニ) 米の取扱については、外資系企業は実績あり。

注: Everett... 船籍 米 } 2  
American... 米 } 沖繩本土  
国内航運

(2) 運輸省

- (イ) 海運業: カボタ-法を施行するに認められるものは, Everett Orient Line (定期) と American Mail Line (不定期) の2社に限定される。これは在沖外資企業に該当し、米側にも、この2社の復帰後のカボタ-法は認められざる旨、伝えている。他の海運業者は、概して海運代理業法の問題がある。
- (ロ) 港湾運送業: 海事検査検査、鑑定業は外資自由化 50% の業種あり。復帰後一定期間内にハート-を獲得要あり。
- (ハ) 倉庫業: (ロ)と同様、外資比率も50%以下に要あり。

(上記 (ロ), (ハ) は原則論であり、この業種を沖繩内に限定し、現行の企業活動となり認められざる方向に検討中。

(3) 建設省

- (イ) 不動産業: 本土の土地政策上、非自由化業種に該当し、復帰後の本土進出は勿論、現在の企業規模の拡大は認めざる。
- (ロ) 但し、これは沖繩内に限り、かつ、企業規模不拡大の条件に認め得る方向に検討中。(計画局)
- (ハ) 建設業: 建設業法、建築士法等業法上の取扱いは、現在 GRI から、この業法上の許可を要するものは復帰後もそのまゝ認め得る方向。また、これは建設業を沖繩内に限り(大半が基地内での米軍との契約による企業に該当) 復帰後も認め得る方向。

(4) 労働省

職業紹介事業については、在外資法問題  
 が在り、このため、職業安定法上の許可申請  
 が必要であり、この許可基準に合致する  
 ことのみ認められる。  
 現在、~~この~~ 琉球職業安定法の許可と  
 して、復帰後において、本土職業安定法  
 の規定(第32、33条)による労働大臣の許可と  
 受けることと取扱う予定があるが、実態は明  
 確ではない。  
 労働省では、職業紹介事業については、日本企業  
 と同等の取扱方針であり、外資企業のため  
 復帰後 沖縄に限る優遇的に認める  
 ことは見えず、通常の職業安定法上の審査  
 を行なうつもりである。

…、この合致しないものは不認可とする  
 { 1. Wong Brothers Promotions Co. 2. Far East Monahan Promotions }  
 3. Champion Company

2. 医者、<sup>(45)</sup>弁護士<sup>(45)</sup>の取扱については、方向は  
 対処方針あり、関係者と最終的詰め  
 を行なっている現況。
3. 輸入外貨の問題は、各省共通事項にて、  
 此れに冲絶はなからず実績と一致を勘案し  
 在措置とすべき方針を検討中、この  
 主要路の通産省にて総合的結論を急が  
 げ検討中。
4. 米側要求
  - (1) 外資企業に対し、GR1その他と同等に  
 validate する希望 (大方は現行に取扱  
 している方向。)
  - (2) 国策有地の復帰後の賃借関係の継続  
 (大蔵省を中心に鋭意結論取急ぎ中)
5. 外務省の今後の作業
  - (1) 欠乏物初回答中、企業側からの質問に  
 対し、回答する。(自由職業者及び復帰後の

6  
事業継続の可否 その他の一般的質問を行な  
企業と関係、後継後適用上の本土法制上の  
諸問題、系統と比較的クレジットの大きさ、実質  
的質問に對して簡潔に回答する。

(2) 愛知大臣のプレゼンテーションを提出す。  
案文を4月中旬に固める。

6. 通産省側要望事項

(1) 関係各省の局長レベルで、外資企業  
の活動を沖繩に限るとの枠内では存続を  
認めるよう話し合ひを続けたいので、  
側面的協力を得たい。

(2) 外務大臣が通産大臣を表敬訪問し、  
本件外資企業問題、協定交渉全般の  
話し合ひを行なう方がよいと思われ、  
そのタイミングつき不埒を得たい。